第6号　農業経営基盤強化促進法第18条第2項第6号に規定する者に対する利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係 **Ａ**（解除条件付特例貸付）

|  |  |
| --- | --- |
| 利用集積促進員氏名 |  |

　　捨印　　　　　　　捨印

１.各筆明細

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 整理番号 | 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所　（Ａ）【借り手】 | (氏名又は名称) | ﾌﾘｶﾞﾅ　　 | (住所) | (日中連絡先) | 同意印 |  |
|  |
|  | 利用権を設定する者の氏名及び住所　（Ｂ）【貸し手】 | (氏名又は名称) | ﾌﾘｶﾞﾅ　　 | (住所) | (日中連絡先)　 | 同意印 |  |
|  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |
| 利用権を設定する土地　　　（Ｃ） | 設定する農地（賃借権）　　　（Ｄ） | 利用権を設定する土地の（Ｂ）以外の所有者（Ｆ） |
| 所在・地番 | 現況地目 | 面積㎡ | 内　　容 | 始　期 | 存続期間（終期） | 借　賃 | 借賃支払方法 | 住　　　　所 | 氏名又は名称 | 権利の種類 | 同意印 |
| 前橋市　 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前橋市 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前橋市 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前橋市 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 前橋市 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

２.共通事項　裏面のとおり

３.利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等　続紙１のとおり

４.利用権設定における確約書（解除条件付特例貸付）　続紙２のとおり

５.認定農業者通知書の写し　別紙のとおり

※市外法人の場合は、法人の登記事項証明書（原本で３ヶ月以内のもの）を添付

この申請内容は、農業委員・農地利用最適化推進委員・前橋市農協・（公財）群馬県農業公社・群馬県に情報提供されることをご了承のうえ、ご記入をお願いします。

２．共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、１の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

1. 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」

　　　という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払を

することができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

1. 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、１の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合には、相手方の同意を得るものとする。

1. 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」

という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

1. 修繕及び改良

ア　甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費

用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕するこ

とができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合

において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することがで

きる。

イ　乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微で

ある場合には甲の同意を要しない。

　 ウ　修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表１に定めたものを除き、民法、土地改良法

等の法令に従う。

1. 租税公課の負担

ア　甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ　乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金

を負担する。

ウ　目的物に係る土地改良区の賦課金については、別表2に定めたものを除き、甲が負担す

る。

1. 目的物の返還

利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から　　日以内に、甲に対し

て目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為

による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、

原状回復の義務を負わない。

1. 借賃の改定

　　　　借賃の改定にあたっては、農地法第５２条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案し

て、甲、乙が協議して定める額に改定する。

1. 面積による借賃増減額請求

　　　　甲及び乙は、当該土地の１の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

1. 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(10) 利用権取得者の責務

　乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用

しなければならない。

1. 利用権の消滅

　　　　天災地変その他、甲及び乙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部又は一部が

滅失し、その目的を達することができなくなったときは、利用権は消滅する。

(12) 解約の追加事項

1. 契約の解除

甲は、乙が目的物を適正に利用していないと認められる場合は、契約を解除できるも

のとする。

1. 市長による勧告

市長は、次のいずれかに該当するときは、乙に対して相当の期限を定めて、必要な措

置を講ずべきことを勧告することができる。

ア　乙が目的物において行う耕作（又は養畜）の事業により、周辺の地域における農用

地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ　乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的

に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ　乙が法人である場合にあっては、乙の業務を執行する役員のいずれもが乙の行う耕

作又は養畜の事業に常時従事しないとき。

1. 市長による農用地利用集積計画の取消

市長は、次のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、この農用地利用

集積計画のうち当該部分に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を

取り消すものとする。

ア　乙がその目的物を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が、賃貸

借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ　乙が②の勧告に従わないとき。

1. 貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、その終了の日から　　日以内に、甲に対して目的物を

原状に回復して返還する。乙が原状に回復することができないときは、甲が原状に回復

するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力又は通常の利用

により損失が生じた場合及び修繕又は改良により変更された場合は、この限りでない。

1. 違約金の支払

甲の責に帰さない事由により貸借を終了させることとなった場合には、乙は、甲に対

して賃借料の残存期間に相当する金額を違約金として支払う。

(13) 農用地の利用状況の報告

　　乙は、毎年、事業年度終了後３ヶ月以内に、次に掲げる事項が記載された報告書を市町村の長に報告しなければならない。

　　ア　乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

　　イ　乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農地の面積

　　ウ　イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

　　エ　乙の行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

　　オ　乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

　　カ　乙が法人である場合には、その法人の業務を執行する役員のうち、乙が行う耕作又は養畜の事業に常時従事する者の役職名及び氏名並びに乙の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

(14) その他

　この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義

が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

別表１　修繕費及び改良費の負担に係る特約事項

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 修繕又は改良の工事名 | 甲及び乙の費用に関する支払区分の内容 | 乙の支払額について甲の償還すべき額及び方法 | 備考 |
|  |  |  |  |

別表２　土地改良区の賦課金に係る特約事項

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 賦課金等の種類 | 負担区分の内容 | 備考 |
|  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （Ｅ）